

**「若手社会人家庭観醸成・男性育児参画意識啓発事業業務委託」
企画提案審査要領**

<配点及び採点基準>

(1) 審査項目ごとに採点し、合計 100 点満点で判定を行うものとする。

No.	審査項目	審査の視点	配点
1	①実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・実施方針は、本事業の目的に合っているか。 ・事業内容に関する理解度はあるか。 	10 点
2	②若手社会人向けライフデザインセミナー（仮称）	<ul style="list-style-type: none"> ・セミナーの内容は、事業目的に合致し、結婚、妊娠・出産、子育て、仕事を含めたライフデザインについて、前向きな気運を醸成する内容となっているか。 	10 点
3		<ul style="list-style-type: none"> ・事業効果を高める工夫がなされているか。 ・参加者を確保するための工夫がなされているか。 	15 点
4		<ul style="list-style-type: none"> ・講師等の選定は、参加者にとって魅力的なものとなっているか。 ・講師等は、事業効果に配慮した人材になっているか。 	10 点
5	③男性育休当事者の家事・育児参画セミナー（仮称）	<ul style="list-style-type: none"> ・セミナーの内容は、事業目的に合致し、家事・育児等への参画の必要性についての参加者の理解を促し、育休取得及び家事・育児への参画促進を図る内容となっているか。 	10 点
6		<ul style="list-style-type: none"> ・事業効果を高める工夫がなされているか。 ・参加者を確保するための工夫がなされているか。 	15 点
7		<ul style="list-style-type: none"> ・講師、ファシリテーター等の選定は、参加者にとって魅力的なものとなっているか。 ・講師、ファシリテーター等は、事業効果に配慮した人材になっているか。 	10 点
8	④事業効果測定等の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・事業効果測定は、適切な方法となっているか。 	10 点
9	⑤実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・企画内容を遂行できる実施体制や、業務に有効なノウハウ、経験等を有しているか。 ・事業計画に無理がなく、妥当なスケジュールであるか。 ・概ね過去3年以内に類似の事業を実施した実績があるか。 ・「やまがたスマイル企業認定制度」の認定企業であるか。 	5 点
10	⑥経費総括	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の遂行に支障のない妥当な経費見積であるか。 ・積算根拠は事業に必要な経費が明確に示されているか。 ・提案内容に比して、経費見積が経済的であるか。 	5 点
合計			100 点

(2) 評価は5段階で行うものとし、評価点の採点基準は下表のとおりとする。

ただし上記(1)のNo. 1、2、4、5、7及び8は評価点を2倍、No. 3及び6は評価点を3倍とする。

採点基準	評価点
非常に優れている	5点
優れている	4点
妥当	3点
やや劣っている	2点
劣っている	1点

(3) 各審査員の審査結果を集計し、平均点が60点以上の企画のうち点数の上位1点(企画提案者が1者の場合は、60点以上のもの)を採用候補企画とする。